

憲法改正論議を 検証する



*チューリップは平和の象徴です。

近時、自由民主党「新憲法草案」、民主党「憲法提言」など、政党・財界・新聞社など各界から、憲法改正に向けた改正草案や意見が公表され、議論になっています。また、憲法改正のための国民投票や国会での審議手続について定める憲法改正手続法案（国民投票法案）も、自民・公明の与党案、民主党案の両案が提出され、国会で審議中です。

しかし、この改憲ムードの中にあっても、その改憲論の内容については意外ときちんと知られていないのではないのでしょうか。そこで、憲法問題等特別委員会では、本特集において、改憲論の内容を紹介しながらその問題点を指摘してみようと考えました。もちろん、憲法改正問題については会員の中にも多様な意見があることは承知しています。また、当委員会の中でも十分議論が尽くされているとも言えません。そこで、執筆した委員の私見を交えた箇所もあると思いますが、その点をご容赦下さい。

【検証-1】

憲法の基本原理と改憲論

憲法問題等特別委員会副委員長 菅沼 一王

改憲論のめざすもの

憲法改正というとき、まず頭に浮かぶのは9条改正ではないでしょうか。もちろん、9条を改正して軍隊の設置や軍事的な国際貢献を明記するの可否かということは改憲論議の重要論点です。

しかし、現在、主張されている改憲論は、9条のみならず、憲法の基本原理そのものをも変容させるものではないのかということもきわめて重要かつ根元的な問題です。

そこで、はじめに、この「憲法の基本原理と改憲論」というテーマをとりあげてみたいと思います。

憲法の基本原理と立憲主義

日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本原理としていると言われます。そして、これらの基本原理を支えているのは「個人の尊重」と「法の支配」であると言われています。

「個人の尊重」とは、何にもまさって個人を尊重しようとする考え方で、一方では利己主義を否定し、他方では全体主義を否定することで、すべての人間を自主的な人格として平等に尊重しようとするものです。

また、「法の支配」とは、国家権力の支配（人の支配）

を排斥し、権力を法で拘束することによって、国民の権利・自由を擁護することを目的とする考え方です。

そして、このような理念に基づく憲法は、人権保障のために権力を制限する制限規範であることを本質とする「立憲主義憲法」であるべきであるとされています。

改憲論の多くは、立憲主義や憲法の基本原理はこれを維持、尊重すると述べています。しかし、本当にそうであるかは、これらの改憲論の具体的な内容を検証する必要があります。

立憲主義と改憲論

たとえば、改憲論の中には、憲法は権力制限規範にとどまらず国民の精神や行動をも規制するものであるという考え方を示しているものや、憲法99条の公務員の憲法尊重擁護義務の規定を削除し、前文で「国民は憲法を遵守しなければならない」と規定するというものもあります。

このような考え方は、憲法は「国民を守るために権力を制限する」という立憲主義憲法から、「権力が国民を拘束する」ための憲法への変容を意味するのではないのでしょうか。

憲法の基本原理と改憲論

①国民主権と改憲論

また、国民主権との関係についても、国民主権を維

持するとしつつ、現憲法において国民が直接自らの意思を反映する機会である、最高裁判所裁判官の国民審査、憲法改正の国民投票、地方自治特別法の住民投票について、改憲論の中には、いずれも廃止ないし制限しようとする見解が存するのは、本当に国民主権を重視しているのであろうかとの疑問を抱かざるをえません。

②基本的人権の尊重と改憲論

基本的人権の尊重についても、改憲論の中には「公益及び公の秩序」という全体的利益のために人権を制限したり、より国民に義務や責務を課そうとする意見もあります。「個人の尊重」の原理が変容させられてしまうのではないかと危惧をおぼざるをえません。

③平和主義と改憲論

平和主義についても、改憲論の多くが述べる平和主義は、軍隊の設置を明記し、いわゆる武力の行使を認めようとする平和主義であり、集団的自衛権の行使を肯定する意見も存します。この点、戦争の教訓に基づき徹底した平和主義を規定した現憲法の趣旨とは大きく異なるものです。

人権大会の宣言

日弁連は、2005年11月に鳥取で開催された人権擁護大会において、「立憲主義の堅持と日本国憲法の基本原理の尊重を求める宣言」をしました。

今後、この宣言をもとに、さらに会内での議論を深めていく必要があります。

【検証-2】

前文から愛をなくす改憲論

憲法問題等特別委員会副委員長 内田 雅敏

愛をなくす憲法前文

憲法に「愛」という文字が入っているのをご存知ですか。

別に奇を衒っているわけではありません。日本国憲法の基本原理を凝縮した「前文」の中にしっかりと入っているのです。「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの

安全と生存を保持しよう」と決意した」というくだりです。

憲法9条「戦争の放棄」、とりわけ同条2項の「戦力の不保持」「交戦権の否認」によって文字通りの戦争放棄を決意した国民が国連中心主義による平和の実現を企図したことを表現したものであると思います。

今、自民党の新憲法草案の前文によって、この「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して……」が削られようとしています。同草案が「戦力の不保持」「交戦権の否認」を謳った9条2項を削除しようとしていること

に対応したものです。削られた理由は「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して……」というの、あまりにも「他力本願」だということにあるようです。

しかし、9条2項の「戦力の不保持」「交戦権の否認」と相俟ったこの前文の規定は、武力でなく、友好、信頼などによって平和を実現しようとするものであって、決して受動的なものでなく、本来能動的なものなのです。

前文から「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して……」を削るということは、日本が国連中心主義から脱却して、ますます「日米同盟」という二国間関係にのめり込んでゆくことを意味するのではないのでしょうか。

憲法制定の歴史認識も削除

削られようとしているのは「愛」だけではありません。「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し……」と日本国憲法制定のいきさつを述べた部分も削られようとしています。

平和的生存権も削除

さらに重要な箇所が削除されようとしています。「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」という、いわゆる「平和的生存権」です。

平和とは単に戦争のない状態というだけではなく、「構造的暴力」がない状態、すなわち飢餓や貧困、差別や抑圧などのように構造に組み込まれた暴力の解消なしには真に実現しえないということは、今日、世界共通の認識となっています。憲法前文の「平和的生存権」は、紛争の根源である貧困や差別と闘うことを宣言したものであり、地球上のすべての人々に対する「愛」によって裏打ちされ

たものなのです。それは、将来の地球の有り様を指し示すものとして先駆的な意義を有していると言えます。

戦争の放棄や、個人の尊重、幸福追求権などは「平和的生存権」を実現するための規定でもあります。

今こそ憲法の基本原理を再認識

今、「押しつけ憲法」論とか、「60年間1度も変えたことがないのはおかしい」とか、何とはなしのムード的改憲論が声高に語られています。憲法から「愛」をなくしてしまうような「大日本帝国」への「先祖返り」を許してはならないと思います。

戦後の歩みを振り返ったとき、この憲法の基本原理をよく実現してきたかと問われれば、忸怩たる気持ちを禁じ得ません。東西冷戦という憲法の理念を実現するには、いささか厳しい環境下にあったこともあります。

しかし、冷戦構造が崩壊した今こそ出番です。世界各地で噴出している暴力の連鎖に終止符を打つために日本国憲法の基本原理を再認識する必要があります。

基本原理の変容

自民党の新憲法草案前文は、「国民主権と民主主義、自由主義と基本的人権の尊重及び平和主義と国際協調主義の基本原則は、不変の価値として継承する。」としています。一見すると、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という現憲法の基本原理を維持しているようにみえます。しかし、民主主義、自由主義、国際協調主義という文言を付加することによって、多数決原理を強調し、新自由主義に基づく構造改革をすすめ、軍事力を伴う国際協調主義をとるという新たな原理に変容させようとしているのではないのでしょうか。

【検証-3】

改憲論と平和主義

憲法問題等特別委員会委員 武内 更一

最大の争点— 9条「改正」問題

日本国憲法は、前文において、「平和を愛する諸国民

の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意」し、9条1項において戦争を放棄し、2項において戦力の不保持と交戦権の否認を規定し、いわゆる非武装平和主義をとっています。

これに対し、改憲論は、いずれも、ニュアンスや程度の差はあるものの、武力を前提とする平和主義ないし国際協調主義を唱えています。だからこそ、9条の改正が憲法改正問題の最大の争点となっているのです。

以下、自民党の新憲法草案を素材にしつつ、その問題点を明らかにしたいと思います。

「戦争放棄」から「安全保障」への転換

草案は、憲法第2章の表題を「戦争の放棄」から「安全保障」に変更し、9条2項を削除したうえで、9条の2を新設して「自衛軍」の保持を明記しています。これは、日本国憲法の平和主義の原則を決定的に変容させます。

9条2項を削除することの意味

自民党は、9条1項を残したことで平和主義の基本原則を堅持したと述べています。

しかし、9条1項のみでは、「締約國ハ國際紛争解決ノ爲戦争ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互關係ニ於テ國家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ抛棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ嚴肅ニ宣言ス」とした1928年のパリ不戦条約と同様、「侵略戦争」は禁止するが「自衛戦争」までは禁止していないと解される余地があります。

日本国憲法は、多くの他国民と自国民を死に陥れた戦争の惨禍をひき起こしたことに対する反省に基づき、全世界の国々に対する「不戦」の誓いを表明するとともに、これを物理的にも担保するために9条2項で一切の軍備を持たないことを公約し、交戦権も否認したのです。日本国憲法の平和主義の独自性と歴史的意義はここにこそあるといえるでしょう。9条2項を削除することは、このような公約をすべて反故にすることを意味します。

自衛軍の設置とその活動

草案9条の2は、自衛軍の保持を認め、自衛軍に、①我が国の平和と安全並びに国民の安全を確保するための活動、②国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動、③緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動をすることを認めています。

しかし、①のように目的を規定しても決して侵略戦争

を抑止するものでないことは、ブッシュ大統領のアメリカによる「自衛のため」のイラク先制攻撃の実例を挙げただけで十分でしょう。安倍晋三首相が内閣官房長官であったときに、「敵基地攻撃」の研究の必要性に言及していた事実も忘れてはなりません。

また、②の国際協調軍事活動は、我が国の自衛のためではなく、しかも必ずしも国連決議によることなく、自衛軍に海外での軍事活動を認めるものであり、現憲法が否定している集団的自衛権の行使を認めるものです。

③の秩序維持活動は、武力攻撃事態法などの有事法制を憲法上根拠づける規定であると思われませんが、有事の概念の捉え方によっては国内のみならず海外での自衛軍の活動をも認める根拠となるものであり、「在外邦人の保護」の名のもとに日本軍が中国大陸を侵略した歴史を想起させます。

これらの規定は、いずれも日本の軍隊が他国の領土で「武力の行使」をすることを許容するものにほかなりません。

軍事裁判所の設置

また、草案76条3項は、下級裁判所として、軍事裁判所を設置するとしています。

しかし、下級裁判所とはいえ、軍事裁判所を設置すれば、そこで裁かれるのは自衛軍の軍人とは限らないうえ、軍事機密を理由に裁判の公開が制限されるなど、司法の機能が変容させられるおそれがあります。

平和主義をめぐる今日的な論争点

以上のような9条改憲の動きは、現行憲法が追求する「平和」とは何か、「戦力不保持」の意義、「専守防衛」でも自衛軍は認められないのかなど、極めて重大な論点を私たちに投げかけています。

憲法9条「改正」問題は、日本の「安全」をいかにして確保するかの問題ではありません。「専守防衛」と言いますが、日本は、近現代において常に周辺国を侵略してきたのであり、今も現実に「自衛隊」の存在により周辺諸国に軍事的脅威を与える側の国なのです。日本が「戦力」を公然と保有するようになれば、周辺諸国は確実に對抗して軍備の増強を図るでしょう。それは、日本が再び近隣諸国と戦火を交える危険性を飛躍的に高めます。

弁護士会内の議論状況

この問題については、弁護士の間でも多様な意見が存することは事実です。しかし、2005年11月の鳥取での人権擁護大会において「立憲主義の堅持と日本国憲

法の基本原理の尊重を求める宣言」がなされた際、多くの会員から9条2項を堅持すべきであるという熱い思いが語られました。2006年2月の日弁連会長選挙では、候補者がすべて9条2項を変えるべきではないとの意見を述べました。こうした状況をふまえて、今後さらに会内で議論が深められることが必要でしょう。

【検証-4】

改憲論における人権規定

憲法問題等特別委員会事務局長 平出 一栄
副委員長 菅沼 一王

人権規定改正の問題点

人権規定をどう改正するかについては、改憲論の中でもいろいろな意見がありますが、字数の制限もありますので、自民党「新憲法草案」の人権規定の内容を紹介しながらその問題点を指摘してみようと思います。もちろん、これから指摘する問題点については、反論もあるでしょうが、一緒に考えてみて下さい。

まず、草案が「国民は……自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚しつつ、常に公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する責務を負う。」と規定していることの意味から考えてみましょう。

「公共の福祉」から「公益及び公の秩序」へ

現憲法は、人権は「公共の福祉に反しない限り」最大の尊重を必要とすると定め、「公共の福祉」を人権の制約原理としています。そして、「公共の福祉」とは、人権相互の調整原理であると解するのが通説です。ここでは、お互いの人権を尊重しようという思想が現れています。

これに対し、「公益及び公の秩序」というのは言葉を言い換えただけなのでしょうか。「公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する責務を負う。」とまで規定していることから、むしろ、個人の人権よりも国や社会といった全体の利益を優先させようという印象がぬぐえません。そうすると、何よりも個人を尊重しようとしている現憲法の理念とは相容れないように思えます。

自由には義務が伴う？

また、自由及び権利には責任及び義務が伴うということはどういうことでしょうか。憲法は国民を拘束するものではなく権力を制限するものであるという立憲主義の憲法においては、義務の規定は必要ないか存するとしても必要最小限であるべきではないでしょうか。自由及び権利には責任及び義務が伴うという規定は、この立憲主義とも個人の尊重主義とも相容れない規定ではないでしょうか。

新しい人権？

知る権利や環境権などいわゆる「新しい人権」を憲法に明記しようというのは、改憲論の1つのセールスポイントでした。しかし、草案は、「知る権利」ではなく「国の説明義務」を規定し、「環境権」ではなく「国の環境保全の責務」を規定しているのです。「知る権利」など新しい人権は、現憲法13条の「幸福追求の権利」の内容をなすものとして権利性が認められつつあるのに対し、このように国の説明義務や環境保全の責務としてしまうのは、かえってその権利性を損なうものではないかが危惧されます。

政教分離の緩和

草案は、国及び公共団体は「社会的儀礼又は習俗的行事の範囲を超える」宗教教育その他の宗教活動……を行ってはならないと規定し、政教分離の原則を緩和

しています。このような改正がなされてしまうと、首相の靖国参拝も「社会的儀礼又は習俗の行事の範囲」のものとして憲法上認められてしまうことはないのでしょうか。

経済活動が優先？

現憲法22条1項は、何人も、「公共の福祉に反しない

限り」居住、移転及び職業選択の自由を有すると規定しており、この22条や29条の規定を根拠に経済的自由権は精神的自由権と異なり政策的な制約原理に服するという解釈がなされています。草案は、この22条から「公共の福祉」を削除しており、これは企業等の経済活動をより自由にするものだと言われています。精神的自由の優越を意味する「二重の基準論」に対して「逆の二重の基準論」との指摘もなされるところです。

【検証-5】

統治機構についての改憲論

憲法問題等特別委員会副委員長 藤川 元

統治機構に関する改憲論の特徴

本稿では、統治機構に関する規定についての改憲論の問題点について考えてみたいと思います。

統治機構については、自民党「新憲法草案」も、民主党「憲法提言」も、公明党「論点整理」も、読売新聞社の憲法改正案も、一致して、内閣ないし内閣総理大臣の権限の強化を提案しているのが特徴的です。

内閣総理大臣の権限強化

現憲法65条が行政権は内閣に属すると規定しているのに対し、草案は、行政権は、「この憲法に特別の定めのある場合を除き」内閣に属すると規定しています。そして、この「特別の定め」として、衆議院の解散権、行政各部を指揮監督しその総合調整を行う権限を内閣総理大臣の権限とし、また、内閣総理大臣を、新たに設けるという自衛軍の最高指揮権者としています。

また、民主党の「憲法提言」も、内閣総理大臣にリーダーシップを与えた政府運営の実現を求め、「執政権」を内閣総理大臣にもたせ、執政権を有する内閣総理大臣が内閣を構成し、行政権を統括することにより、閣内における内閣総理大臣の権限の強化を目指しています。

これらに対し、公明党は、内閣総理大臣よりも内閣の権限強化を求めているようです。

この点、首相を国民が直接選挙で選ぶという首相公選論が強力に唱えられていた時期もあったのですが、外

国において議会の多数政党と首相の意見の不一致による失敗例などもあったためか、最近では首相公選制よりも、議院内閣制の下での首相の権限強化などを唱える提案がなされるようになったものです。

このような内閣総理大臣の権限の強化は、政策をスピーディに実現したり、いざ有事の際に迅速な対応を可能にするというには便利かもしれません。しかし、憲法の基本原理である国民主権に基づいた政治の実現や、反対意見も十分聞きながら討論の中で政策を決定していくという議会制民主主義の観点からは問題があると言わざるをえません。

国会軽視の改正規定

内閣総理大臣の権限が強化される一方、自民党の新憲法草案には、国会軽視とも思える規定があります。第1は、現憲法が、両議院は、総議員の3分の1以上の出席がなければ「議事を開き議決することができない」としているのに対し、草案は「議決は……総議員の3分の1以上の出席がなければすることができない」とし、議事の定足数の要件をはずしてしまっていることです。第2に、内閣総理大臣、国务大臣の国会出席義務を「職務の遂行上やむをえない事情がある場合を除き」として緩和していることです。第3に、予算不成立の場合に内閣に必要な支出をする権限を認める規定を新設していることです。このような改正をすることは、国会が主権者である国民の代表であることからすれば、問題であると思われれます。

司法について

司法についても、一時期は憲法裁判所の設置が強く主張されたこともありますし、改憲論の中には最高裁判所裁判官の国民審査を廃止しようとする意見もありま

すが、自民党の新憲法草案では、軍事裁判所の設置（【検証-3】で紹介しています）以外は、大きな改正はなさそうです。ただし、憲法改正手続法案の中で、国会法の一部改正により両院に設置されようとしている憲法審査会が憲法裁判所のような役割をもつのではないかは危惧されるところです。

【検証-6】

改憲論の改正規定・憲法改正手続法案

憲法問題等特別委員会副委員長 山本 真一

憲法改正手続をめぐる問題点

憲法96条1項は、「この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会がこれを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。」と規定しています。

すなわち、日本国憲法は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成を得ることが必要なこと、国民投票で過半数の賛成を得ることが必要なことで、二重に、法律の制定や改正よりも手続が厳格な硬性憲法なのです。

これに対し、改憲論の中には、この改正手続を緩和しようとする動きがあります。

また、憲法改正のための国民投票の手続や国会での審議について定めようとする憲法改正手続法案（国民投票法案）についての与党（自民・公明）案、民主党案が国会に提出され、現在、審議中です。

本稿では、これらの憲法改正手続をめぐる問題点について考えてみたいと思います。

改正手続に関する改憲論

改憲論の中には、たとえば、各議院の在籍議員の3分の2以上の出席でその3分の2以上の賛成が得られた場合には国民投票を要しないとしたり、重要事項についてのみ国民投票をすればよいとして、一定の場合に国民投票を不要とする改憲論もあります。しかしながら、これは、本来の憲法改正権者は国民であるということは無

視した議論ではないでしょうか。

次に、自民党の新憲法草案のように、たとえば国会での発議の要件を各議院の総議員の過半数で足りるとする、国会の発議の要件を緩和しようとする改憲論もあります。これは、改正権者である国民が投票するのだから、国会での議決要件は軽減してもよいのではないかと考えるようです。しかし、憲法改正という重要な事項を決定するには、最終決定権は国民がするという民主性の要請のみならず、国会において十分な審議がなされ特別多数決で決せられるという慎重性の要請も充たされる必要があると思います。

憲法改正手続法案の問題点

憲法改正手続法案については、そもそも、今、このような法律を制定すべきか否かという問題があり、弁護士会でも議論があるところです。

また、その内容についても、国民投票運動についての報道機関に対する規制はしない、新聞や放送についての無料放送は賛成意見の政党（及びその指名する団体）も反対意見の政党（及びその指名する団体）も平等に使える、公務員の国民投票運動には公務員の政治的行為の制限に関する規定は適用しない、裁判官なども国民投票運動をしようなど改善がなされつつある一方、公務員や教育者の地位を利用した運動が規制されたり、不明確な構成要件の買収罪の規定など、国民の自由闊達な議論を萎縮させることが危惧される規定も存します。また、弁護士会が強く主張している最低投票率の規定、発議から投票までの期間を1年以上とするなどといった意見はとりいれられていません。拙速な成立がなされな

いよう、さらなる運動が必要です。

国会法の一部改正

また、憲法改正手続法案には、国民投票に関する手続のみならず、国会での審議手続に関する国会法の一部改正が含まれており、この改正にも問題があります。

特に、衆参両院に、憲法改正案などを審議する常設の憲法審査会を設置することは、国会議員に憲法尊重擁護義務を認め、硬性憲法である現憲法の構造に合致するのか問題です。また、衆参いずれかの議院で改正案

が否決された場合に両院協議会を開いて調整してでも改正を成立させようとするのは、憲法改正についての両院の独立性を害するのではないかも問題です。

段階的な憲法改正？

改正しやすい憲法改正手続法が制定され、憲法改正で改正手続も緩和されてしまうと、その後は、段階的にいくらかでも簡単に憲法改正ができてしまうという制度になってしまわないかも心配されるところです。

【検証-7】

戦争をする国アメリカからみた日本国憲法

憲法問題等特別委員会委員 伊藤 和子

「テロとの闘い」の名のもとの人権蹂躪

本稿では、戦争をする国アメリカの現状をご紹介しますとともに、そのアメリカからみた日本国憲法について考えてみたいと思います。

私は2004年から2005年まで、留学・研修のためにアメリカで過ごしました。イラク戦争の当事国であるアメリカでは、自国が海外で展開する戦争の暴力や死が毎日トップニュースで報じられます。人々は暴力に慣らされ、人命の大切さに対する感覚は麻痺しているように思いました。そんななか、戦争遂行のために、人権と自由はいとも簡単に蹂躪されています。

私は渡米中、アメリカの人権の最前線で活動する人権団体「センター・フォー・コンスティテューショナル・ライト」で働く機会がありました。そこで、「テロとの闘い」の名のもとで人権が乱暴に踏みこまれていく事態を目撃しました。

「グアンタナモ基地」では

例えば、アメリカのアフガニスタンに対する攻撃の後に連行され、「グアンタナモ基地」に収容された人たち。私は、彼らの人権侵害の救済を求める手続に関与し、人権侵害の実態を調査しました。被収容者のほとんどは

およそテロと何の関係もない善良な父や夫たちでした。5年たっても未だに400人の人々が裁判を受けることもなく無期限拘束され、拷問・虐待が日常的に行なわれています。非人道的な対応に抗議してハンガー・ストライキが始まりましたが、少なくない人々が、状況に絶望して静かに餓死を選ぼうとしていました。

被収容者が提起した人身保護請求訴訟に対し、米最高裁は2004年6月、「司法は、被収容者のグアンタナモ基地への収容の適法性について判断する権限を有する」と判断をし、それを契機に数十人が釈放されました。憲法の番人である司法が、政府の行なう身体拘束の合憲性を審査するのは当然です。しかし、米議会は2005年12月、グアンタナモの被収容者については、人身保護法に基づく裁判所の司法審査権を剥奪する、という驚くべき人身保護法改正を行ないました。これは、「テロとの闘いの障害になる」司法における人権論争を封じるために、最高裁が確認した「裁判を受ける権利」を立法が否定し、司法の権限を剥奪するものであって、基本的人権はもちろん、三権分立をも法の支配の権利をも根底から掘り崩す異常事態です。

様々な人権侵害

グアンタナモは象徴的ですが、ほかにも様々な人権侵害が横行しています。

例えば、2002年初頭、大統領命令により、国家安全保障局は米国民の電話・電子メールを裁判所の許可なく盗聴することを許可され、議会にも司法にも断りなく、広範な国民をひそかに盗聴してきました（2005年の発覚後も続いています）。大学や高校では「米軍のリクルート活動を拒絶した学校には助成金を出さない」という法律の威嚇によって、構内で公然と米軍のリクルート活動が展開されています。平和的なプロテストに対する大量不当逮捕もあとをたたず、私は、ニューヨークで、普通の市民たちが単にデモに参加しただけで「暴動罪」容疑で2000人も逮捕されるのを目撃しました。

さらに、国務省は不十分な証拠で中東やアフリカに関わる多くの民間団体を「テロ支援団体」と一方的に認定し、それら団体への関与を疑われた外国人は移民局によって拘束され、片っ端から強制送還されています。こうした人権侵害の多くは「大統領の戦争権限」

の名の下に正当化されています。

アメリカからみた日本国憲法

これまでアメリカが曲がりなりにも築いてきたと言われる司法の独立や基本的人権などの価値は「テロとの闘い」という戦争によって今、痛々しくゆがめられています。

アメリカの事態は、日本も憲法を変えて「対テロ戦争」の最先端に立とうとすれば「人類の多年にわたる自由獲得の成果」である基本的人権などの諸価値が崩れ去っていくであろうことを警告しています。

幸い、日本を「戦争をしない国」とした日本国憲法には、権力が戦争を行ない、安全保障や治安を口実に自由を蹂躪することを許さない、権力の濫用に歯止めをかける規定が確固として存在します。この歯止めを失うべきではない、と痛感します。

【検証-8】

「現実」主義の改憲論を駁す

憲法問題等特別委員会委員長 堂野 尚志

既成事実追認の9条2項改憲

改憲論の最大の論点は憲法9条2項です。改憲論の中においても、9条1項を存置することにはほとんど異論はなくなったと思われま

す。2項の改憲の目的は、自衛隊を軍隊と位置づけ、そして集団的自衛権の行使を容認して海外での軍事活動を可能にすることです。9条2項が「現実」とそぐわないことが根拠とされています。既に「現実」が形成されたこと、結局においてそれを是認することが根拠とされているのです。すなわち、既成事実の追認です。

自らも憲法改正案を公表している読売新聞は、2004年3月に実施した全国世論調査で65%にのぼった改憲賛成派の理由のうち、「国際貢献など今の憲法では対応できない新たな問題が生じている」とするものが最も多かったことを踏まえ、同年憲法記念日の社説において「日本人の憲法感覚もやっと熟してきた」としています。「現実」に合わせて憲法を変える機運が生まれていることを「憲法感覚の成熟」とし、こうした「現実」主義

の世論を評価しているのです。しかし、「現実が憲法にそぐわないのなら現実のほうを憲法に合わせて変えるべきだ」というのが正しい憲法感覚ではないでしょうか。ちなみに、2006年3月の同調査では改憲賛成は56%に低下しています。

既成事実の積み重ね

50年以上にわたり、政府与党により既成事実は積み重ねられてきました。しかも、安全保障条約を締結しているアメリカ政府の方針に沿う形でなされてきたといえます。小泉首相の5年間はそれをいっそう加速させました。自衛隊のイラク派遣もその一環といえなくもありません。安倍首相になると、防衛庁を防衛省に昇格させ、憲法9条2項の改正を公式に言明しています。

ややもすると、日本国民は「現実」に流される傾向、その時々

わせていく方向に政府は世論を動かしつつあるのではないのでしょうか。

憲法制定時の理想

1946年3月27日に憲法改正草案が公表された直後、当時の幣原首相は、憲法9条について「今日われわれは戦争放棄の宣言を掲ぐる大旗を翳して、国際政局の広漠たる野原を単独に進み行くのでありますけれども、世界は早晩、戦争の惨禍に目を覚し、結局私共と同じ旗を翳して、遙か後方に踵いて来る時代が現れるであります。」と述べています。

そして、憲法前文は「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と、日本国民の平和への強い願いを表明しています。

9条2項維持の意義

60年を経過した今日、憲法9条1項は日本国民に広く共通して支持されています。一方、改憲論、そして政府は9条2項を破棄しようとしています。アメリカが世界の覇権国となり、日本政府がアメリカ政府にま

ます従属していく「現実」から2項の破棄は不可避と感じられつつある情勢です。破棄されれば、自衛隊は軍隊としてますます増強され、海外にどんどん派遣されることも十分考えられます。それだけに、9条2項は政策決定の方向性を制約する規定として維持すべきです。せっかく公式の軍隊なしに今日まで来たのです。今ある自衛隊をできる限り漸減し、あるいは平和的機能を有するものに転換させていくことを諦めてはなりません。たとえ空理空論とか夢物語として嘲笑されようとも。

9条2項の理想の実現に向けて

60年前に憲法9条1項が公表された時、日本国民は強い衝撃を受けましたが、今日では当然のこととして受け入れて支持しています。仮にこれから60年後まで9条2項が維持されたとしたら、2項も当然のこととして支持されるのではないのでしょうか。戦争は局地化し、ゲリラ化からさらにテロ化しています。敵を具体化できず、戦力や交戦はどこに対するかが曖昧になっています。

歴史は、これから9条2項の理想である軍縮の方向に進むことは確実でしょう。そのためにも憲法9条は1項のみならず2項も維持すべきだと思います。

さらなる議論を

冒頭にも述べましたように、憲法改正問題については、会員の中にも多様な意見があることは承知しております。この特集の意図は、決して執筆者の意見を押しつけようというものではありません（もちろん、執筆者は熱意をもって執筆していますが）。まずは、改憲ムードに流されることなく、改憲論が主張している内容を会員に知ってもらうこと、そして議論をしてもらうことこそが本特集をした意図であり、委員会として希望するところです。

また、【検証-7】「戦争をする国アメリカからみた日本国憲法」は、やや違った視点から改憲論を見つめ直してみたものです。

憲法改正というわが国の基本にかかわるもっとも重要な問題であるにもかかわらず、マスコミでも十分な報道がなされているとはいえません。

そこで、法曹の一翼を担うわれわれ弁護士が、まず、

主張されている改憲論の内容はどういうものなのかを知り、どこに問題があるのかをおおいに議論し、その問題点を国民に提示していくことは、われわれの重要な任務ではないのでしょうか。

もとより、地方自治の問題点など字数の関係から触れることができなかった論点も多くあります。特に、最近の教育基本法改正の問題とも相俟って愛国心やナショナリズムについてどう考えるかという議論は重要です。また、最近の改憲論ではあまり述べられなくなったものの、表現の自由の制限、家族生活における両性の平等を定めた憲法24条の見直し、生存権規定の見直しなども、改憲論議の対象となっています。

当委員会では、今後も憲法改正問題について積極的に情報提供を行ないたいと思います。

もっと議論をしましょう!!!

(憲法問題等特別委員会)